

「大阪市・入れ墨調査問題をどうみるか」  
―在間秀和弁護士の講演を聞いて  
**「はじめに結果ありき」の裁判所**

一月二十七日、「懲戒処分を許さない南大阪の会」主催で表題の講演がありました。感想と報告です。

**一連の組合攻撃**

- 一連の組合攻撃とは、
- 職員アンケート調査
- 組合事務所撤去問題
- 組合事務所団交拒否問題
- チェックオフ廃止問題
- 水労に対する労働協約破棄問題
- 大阪市立病院労組（関連労組）に対する労働協約破棄問題

・大阪市教組に対する教  
研集会会場使用不許可  
処分

・入れ墨調査です。  
よくもまあこれだけ、  
人権侵害、不当労働行為  
を働いたものです。

**職員アンケート調査**

二〇一四年に橋下市長、  
大阪交通局長、水道局長  
が謝罪文を手交。二〇一  
五年一月二十一日に大阪  
地裁から野村修也弁護士  
と大阪市に対して損害賠  
償命令がでました。  
しかし、大阪市はこれ

を不服として控訴の意向。  
先の謝罪文は本心じゃな  
かったということですね。

**組合事務所撤去問題**

・二〇一四年二月二〇日  
に府労委から救済命令―  
市は中労委に再審査を申  
立て。

・二〇一四年九月一日、  
大阪地裁判決で不許可処  
分取り消し、損害賠償

（七〇〇三五万）―市は  
大阪高裁に控訴（五百万  
以下の訴訟は議会の承認  
不要）。

どこまでも反省しない  
橋下市長です。

**チェックオフ廃止問題**

二〇一四年二月二〇日

に大阪府労委から救済命  
令―市は中労委に申立て。

**病院労組労働協約破棄問題**

二〇一四年十月に市立  
病院の民営化が行われた  
ため、労使交渉によって  
救済申立てを取り下げま  
した。争ってる最中に民  
営化とは！

**大阪市教組の会場使用不許可問題**

二〇一四年十一月二六  
日に大阪地裁判決が出ま  
した。団結権侵害を認め、  
使用不許可処分取り消し、  
市教組に対して大阪市中  
四一万円余りの賠償命令  
―市は大阪高裁に控訴。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

入れ墨調査問題

憲法判断を避ける

これは在問弁護士によると一連の裁判の中で、最悪の、レベルの低い判決だそうです。入れ墨調査問題では「懲戒処分取り消し訴訟」と「転任処分取り消し訴訟」の二つの裁判を争っています。中垣内裁判長は「懲戒処分取り消し訴訟」では「入れ墨をしていること」は「個人の名誉または信用にかかわるプライバシー情報」「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も入れ墨をしていることとの情報の開示を公権力により強制されない自由を共有する」と認めなが

ら、「無制限に保護されるものではなく…公共の福祉による制限」があると憲法十三条違反ではないとし、そして憲法二十一条違反（表現の自由）という点については「人の内心における精神作用を外部に公表する精神的活動」とは一般的に認めるに足る証拠はないとし、憲法十三条の問題だとしたのです（＝憲法違反ではない）。

個人情報保護条例違反という点については、六条二項の例外二に当たらないので違反としました。損害賠償は認めず。

個人情報保護条例六条二項は思想、信条および

宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他の社会的差別の原因となるようなおそれがあると認められる事項に関する個人情報収集の禁止をうたっていますが、例外があります。

それは一、法令または条例に定めがあるとき、二、事務の目的に必要不可欠であると認められるときというものです。

つまり、あきらかに憲法違反の問題を条例の例外、事務目的という項目に貶めてしまったのです。

「転任処分取り消し訴訟」については慰謝料百万円の判決ができました。

そして最後に在問弁護

士はおっしゃいました。「裁判官の頭の中は、まず、結論ありきなんですね」「最近の裁判官はまともな憲法判断をしない。結論にあわせて都合のよいところだけ持ってくる」「裁判というよりは事件処理」。わかります。

私は最近、救済活動で裁判に関わっているので、裁判所という所は、正しいことを主張しても通じない所だと分かってきました。ではどうするか？ 私たちが裁判に目を光らせて、不当判決を出したら抗議する！これしかないということを変えて思っただけでした。

アート・アド分会・N